

公立大学法人長野県立大学職員の勤務時間、休暇等に関する細則

平成 30 年 4 月 1 日 細則第 227 号

最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、公立大学法人長野県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成 30 年規則第 226 号。以下「勤務時間等規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 2 条 理事長は、勤務時間等規程第 2 条第 5 項の規定により、特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4 週間ごとの期間についてこれを定め、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するようにしなければならない。

- (1) 毎 4 週間につき 8 日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、8 日以上でその育児短時間勤務等の内容に従った週休日を設けること。
- (2) 勤務日（勤務時間等規程第 2 条第 6 項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き 12 日を超えないこと。
- (3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないこと。

2 理事長は、特別の形態によって勤務する必要のある職員のうち、職員の職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員等にあつては、その育児短時間勤務等の内容）により、週休日及び勤務時間の割振りを 4 週間ごとの期間について定めること又は週休日を 4 週間につき 8 日（育児短時間勤務職員等にあつては、8 日以上）とすることが困難であると認められる職員については、次の各号に掲げる基準に適合する場合に限り、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、4 週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

- (1) 1 週間当たり 1 日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、1 週間当たり 1 日以上割合でその育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けること。
- (2) 勤務日が引き続き 12 日を超えないこと。
- (3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないこと。

(週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更)

第 3 条 勤務時間等規程第 2 条第 6 項の別に定める勤務期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間とする。

2 理事長は、職員の職務の特殊性その他の事由により前項の規定により難しい場合には、

同項に規定する期間について別に定めることができる。

- 3 勤務時間等規程第2条第6項の別に定める勤務時間は、4時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）とする。
- 4 勤務時間等規程第2条第6項の規定により割り振ることをやめることとなる半日勤務時間は、第1項又は第2項に規定する期間内にある勤務日のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。
- 5 理事長は、週休日の振替え（勤務時間等規程第2条第6項の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（勤務時間等規程第2条第6項の規定により、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項及び次項において同じ。）を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（勤務時間等規程第7条第1項に規定する勤務日等をいう。第4条の8及び第5条において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 6 理事長は、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間外において勤務を命ずることができる場合）

第4条 勤務時間等規程第5条ただし書の別に定める場合は、業務の運営のため臨時に必要な場合において、育児短時間勤務職員に同条ただし書の規定による勤務を命じなければ業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

（深夜勤務の制限の請求に係る子を養育することができる者）

第5条 勤務時間等規程第6条第1項の別に定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜（勤務時間等規程第6条第1項に規定する深夜をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により、勤務時間等規程第6条第1項の規定による請求に係る子（勤務時間等規程第6条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 分べん（妊娠4か月以上の分べんに限る。以下この号並びに第16条第1項の表

の第 15 号及び第 16 号において同じ。)の予定日以前 6 週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間目。同号において同じ。)に当たる日から分べんの日後 8 週間目に当たる日までの期間内にある者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第 6 条 職員は、勤務時間等規程第 6 条第 1 項の規定による深夜における勤務の制限(以下この条及び次条において「深夜勤務の制限」という。)を請求しようとするときは、当該請求に係る子及び職員の配偶者で当該子の親であるものに関する事項並びに深夜勤務の制限を請求する一の期間(6 月以内の期間に限る。以下この条及び次条において「深夜勤務制限期間」という。)を記載した書類を、深夜勤務制限期間の初日の 1 月前までに、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、深夜勤務の制限の請求があつた場合には、当該請求をした職員に対して速やかに業務の正常な運営の支障の有無について通知しなければならない。当該通知後において、業務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合には、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対してその旨を通知しなければならない。

3 理事長は、深夜勤務の制限の請求に係る事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の届出)

第 7 条 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限期間の初日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等規程第 6 条第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限期間の初日以後制限期間の末日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を制限期間の末日とする請求であつたものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条 職員は、勤務時間等規程第6条第2項又は第3項の規定による正規の勤務時間外における勤務の制限(以下この条及び次条において「時間外勤務の制限」という。)を請求しようとするときは、当該請求に係る子に関する事項及び時間外勤務の制限を請求する一の期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下この条及び次条において「時間外勤務制限期間」という。)を記載した書類を、時間外勤務制限期間の初日の前日までに、理事長に提出しなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 理事長は、時間外勤務の制限の請求があつた場合には、当該請求をした職員に対して速やかに勤務時間等規程第6条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて通知しなければならない。

3 理事長は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求のあつた日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限期間の初日とする請求であつた場合で、勤務時間等規程第6条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限期間の初日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限期間の初日を変更することができる。

4 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限期間の初日を変更した場合には、当該請求をした職員に対して当該時間外勤務制限期間の初日を当該変更前の時間外勤務制限期間の初日の前日までに通知しなければならない。

5 理事長は、時間外勤務の制限の請求に係る事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の届出)

第9条 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限期間の初日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の

審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ勤務時間等規程第6条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 時間外勤務制限期間の初日以後時間外勤務制限期間の末日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を時間外勤務制限期間の末日とする請求であつたものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 勤務時間等規程第6条第4項の別に定める者は、次に掲げる者(第2号及び第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる者として別に定めるもの
- 2 勤務時間等規程第6条第4項の別に定める期間は、14日以上とする。

(要介護者を介護する職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 第6条及び第7条(第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、勤務時間等規程第6条第4項において準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第6条第1項中「子及び職員の配偶者で当該子の親であるもの」とあるのは「要介護者」と、「並びに」とあるのは「及び」と、第7条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

- 2 第8条及び第9条(第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、勤務時間等規程第6条第4項において準用する同条第2項及び第3項の規定による要介護者を介護する職員の正規の勤務時間外における勤務の制限について準用する。この場合において、第8条第1項中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「第6条第2項又は」とあるのは「第6条第4項の規定により読み替えられた同条第2項に規定

する業務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条」と、同条第3項中「第6条第2項又は第3項」とあるのは「第6条第3項」と、第9条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(時間外勤務代休時間の指定)

第12条 勤務時間等規程第7条第1項の別に定める期間は、公立大学法人長野県立大学職員給与規程(平成30年規程第236号。次項において「職員給与規程」という。)第39条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 理事長は、勤務時間等規程第7条第1項の規定により時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日(勤務時間等規程第9条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)及び代休日(勤務時間等規程第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における職員給与規程第39条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 職員給与規程第39条第1項第1号に掲げる勤務及び勤務時間等規程第2条第6項又は第18条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第2条第4項若しくは第5項又は第18条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振られ、当該正規の勤務時間中にした勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 公立大学法人長野県立大学職員育児休業・介護休業等に関する規程(平成30年規程第229号)第12条第1項の規定により読み替えられた職員給与規程第39条第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 職員給与規程第39条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間

45分となる時間)を単位として行うものとする。

- 4 理事長は、勤務時間等規程第7条第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、理事長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 理事長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 理事長は、勤務時間等規程第7条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

(代休日の指定)

第13条 勤務時間等規程第10条第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(勤務時間等規程第7条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。

- 2 理事長は、職員の職務の特殊性その他の事由により前項に定める期間により難しい場合には、当該期間について別に定めることができる。
- 3 理事長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(年次有給休暇)

第14条 勤務時間等規程第14条第1項の別に定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。ただし、第2号及び第3号で定める日数が当該年の末日において労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員 20日
- (2) 育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 20日にその職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (3) 育児短時間勤務職員等のうち、前号に掲げる職員以外のもの 155時間にその職員の勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた勤務時間(以下この号及び第16条第3項第1号において「1週間の勤務時間」という。)を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その職員の1週間の勤務時間をその職

員の1週間当たりの勤務日の数で除して得た時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

- 2 年の中途において新たに採用された職員の年次休暇の日数は、前項の規定にかかわらず次の表に掲げる日数とする。ただし、別に定める場合にあつては、その定めるところによる。

採用された月	その年の年次有給休暇
1月	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

- 3 前2項の規定にかかわらず、有期雇用職員の年次有給休暇の日数は、別に定めるところによる。

- 4 勤務時間規程第14条第2項の別に定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）とする。

（療養休暇）

第15条 勤務時間等規程第15条の別に定める場合は、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合とし、同条の別に定める期間は、当該左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

事由		期間
1 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱の場合を含む。）	(1) 業務上のもの又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通	3年を超えない範囲内において最小限度必要と認められる期間。ただし、理事長の承認を得て、この期間を延長することができる。

	勤をいう。)によるもの	
	(2) (1)以外のもの	90日(結核性疾患、成人病等別に定める疾患にあつては180日)を超えない範囲内において最小限度必要と認める期間。ただし、別に定める場合にあつては、この期間を延長することができる。
2	職員の妊娠障害	妊娠期間中14日を超えない範囲内で必要と認める期間
3	職員の分べん	(1) 妊娠4か月未満の分べん
	(2) 妊娠4か月以上の分べん	分べん予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては14週間目)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間。ただし、当該分べんの前日に与えられた期間が8週間に達しない者について特に必要と認める場合は、8週間から当該分べんの前日に与えられた期間に相当する期間を差し引いた期間の範囲内において、当該分べんの日後の期間を延長することができる。
4	生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理日	その都度必要と認める期間

- 2 前項の表の第1号又は第2号の事由による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 3 1時間を単位として与えられた療養休暇を日に換算する計算方法については、7時間45分のうち勤務日ごとの労働時間の時間数が同一であるものにあつてはその職員の勤務日の1日の労働時間(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)、育児短時間勤務職員にあつてはその職員の1日平均労働時間(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。
- 4 第1項の期間の計算については、その期間中に、休日及び勤務時間等規程第10条の規定による代休日を含むものとする。
- 5 第1項の表の第1号(2)の事由により療養休暇を取得した職員において、疾病(傷病を含む。)が治癒し、出勤した日から90日以内において同一の疾病(病理的に関連のある2以上の疾病は、同一の疾病とみなす。)により得た療養休暇は、引き続いたものとみなして通算する。

(特別休暇)

第 16 条 勤務時間等規程第 16 条の別に定める場合は、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合とし、同条の別に定める期間は、当該左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

事由	期間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)の規定による入院、交通の制限若しくは遮断又は感染を防止するための協力、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)の規定による通行の制限又は遮断及び検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)の規定による停留	その都度必要と認める期間
2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	上に同じ。
3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	上に同じ。
4 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保をおこなうことができないとき	上に同じ。
5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会	上に同じ。

又は他の官公署への出頭																																		
6 選挙権その他公民としての権利の行使	上に同じ。																																	
7 満3歳に達しない子を育てる場合	1日2回その都度必要と認める期間																																	
8 父母、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9号忌引日数表、第14号及び第15号において同じ。）及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間																																	
9 忌引	<p>忌引日数表に定める連続する日数の範囲内において必要と認める期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">忌引日数表</th> <th>日数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">死亡した者</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">血族</td> <td>1 親等の直系尊属（父母）</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>同 卑属（子）</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の直系尊属（祖父母）</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>同 卑属（孫）</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の傍系者（兄弟姉妹）</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の傍系尊属（伯叔父母）</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">姻族</td> <td>1 親等の直系尊属</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>同 卑属</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の直系尊属</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>2 親等の傍系者</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>3 親等の傍系尊属</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <p>1 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。</p> <p>2 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができる。</p>	忌引日数表		日数	死亡した者			配偶者		10日	血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日	同 卑属（子）	7日	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日	同 卑属（孫）	1日	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	姻族	1 親等の直系尊属	7日	同 卑属	7日	2 親等の直系尊属	3日	2 親等の傍系者	3日	3 親等の傍系尊属	1日
忌引日数表		日数																																
死亡した者																																		
配偶者		10日																																
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7日																																
	同 卑属（子）	7日																																
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日																																
	同 卑属（孫）	1日																																
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日																																
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日																																
姻族	1 親等の直系尊属	7日																																
	同 卑属	7日																																
	2 親等の直系尊属	3日																																
	2 親等の傍系者	3日																																
	3 親等の傍系尊属	1日																																
10 職員の結婚	連続する7日の範囲内において必要と認める期間																																	
10の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認めら	一の年において10日を超えない範囲内で必要と認める期間																																	

れる場合	
11 妊娠中又は分べん後の職員の健康診査及び保健指導	妊娠満 23 週までは4週間に1回、妊娠満 24 週から満 35 週までは2週間に1回、妊娠満 36 週から分べんまでは1週間に1回、分べん後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）その都度必要と認める期間
12 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日の所定労働時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
13 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、適宜休息し、又は補食するとき	その都度必要と認める時間
14 配偶者又は子若しくは子の配偶者の分べんに伴い、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合	分べんに係る入院等の日から当該分べんの日後2週間目に当たる日までの間において3日を超えない範囲内で必要と認める期間
15 配偶者又は子若しくは子の配偶者が分べんをする場合において、当該分べんに係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するとき又は当該分べんに係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話をを行うとき	分べん予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては14週間目）に当たる日から分べんの日以降1年を経過するまでの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間
16 子（配偶者の子を含む。）、配偶者、父母、配偶者の父母又は孫（以下この号において「子等」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話、養育する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）の疾病の予防を図るために必要なものとして理事長が定める世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業そ	一の年において5日を超えない期間（養育する子が2人以上の場合にあつては10日を超えない範囲内で必要と認める期間（当該期間のうち子等（養育する子を除く。）の看護等を行う場合は、5日を超えないものとする。))

<p>の他これに準ずるものとして理事長が定める事由に伴う養育する満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する小学校第3学年修了前の子」という。）の世話をを行うこと又は養育する小学校第3学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち理事長が定めるものへの参加をすることをいう。以下この号において同じ。）を行う場合</p>	
<p>17 勤務時間等規程第6条第4項で規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の理事長が定める世話をを行う場合</p>	<p>一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）を超えない期間</p>
<p>18 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実</p>	<p>6月1日から9月30日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間（この期間では休暇の請求が困難であると認められる場合には、理事長が定める期間）</p>
<p>19 骨髄又は末梢^{しゅう}血幹細胞移植のため、骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液若しくは末梢血幹細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴う検査、入院等</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>20 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他別に定める活動を除く。）を行う場合</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 文化又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>(3) 環境の保全を図る活動</p> <p>(4) 災害救援活動</p> <p>(5) 子どもの健全育成を図る活動</p>	<p>一の年において5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p>

<p>20 の2 次に掲げる団体が行う地域に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他理事長が定める活動を除く。）に従事する場合</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体</p> <p>(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織</p> <p>(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</p> <p>(4) P T A ・ 青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定するP T A又はこれに類する団体</p> <p>(5) 地域において子どもを対象としてスポーツ又は文化活動を行う団体（理事長が定めるものに限る。）</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、地域住民を主体として構成される団体</p>	<p>一の年において5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p>
<p>21 職員が公立学校共済組合長野支部の実施する福利・厚生事業に参加する場合又は、人間ドック、脳ドック等を受診する場合（定期健康診断、人間ドック等の結果により、精密検査を受診する場合を含む）</p>	<p>必要と認める期間。（人間ドック、脳ドック等を受診する場合は、一の年度において2日の範囲内の期間）</p>
<p>22 その他別に定める場合</p>	<p>別に定める期間</p>

- 2 前項の表の第14号から第18号まで又は第20号から第21号までの事由による休暇の単位は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間とする。ただし、第1号に規定する休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- (1) 前項の表の第14号から第17号まで又は第20号から第21号までの事由による休暇 1日又は1時間
- (2) 前項の表の第18号の事由による休暇 1日（理事長が特に認める場合は、1日又は1時間）

3 1時間を単位として与えられた前項第1号に規定する休暇を日に換算する場合には、7時間45分（育児短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間）をもって1日とする。

(1) 一の勤務日において、その職員の1週間の労働時間を5で除して得た時間（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た時間。以下この項において「平均労働時間」という。）未満の時間を与えられた場合における当該与えられた時間
平均労働時間

(2) 一の勤務日において、平均労働時間以上の時間を与えられた場合における当該与えられた時間 当該与えられた時間

4 第1項（同項の表の第10号を除く。）の期間の計算については、前条第4項の規定を準用する。

（休暇の承認等）

第17条 勤務時間等規程第17条の別に定める療養休暇は、第15条第1項の表の第3号の(2)の事由による休暇とする。

2 理事長は、療養休暇（前項に規定するものを除く。次条において同じ。）又は特別休暇の請求について、第15条第1項又は第16条第1項に掲げる事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

（休暇の請求等）

第18条 職員は、年次有給休暇を取得しようとするときはその期間を、療養休暇及び特別休暇（第16条第1項の表の第22号の事由による休暇で別に定めるものを除く。）の承認を受けようとするときはその事由及び期間を明らかにして、書面によりあらかじめ理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかつた場合においては、その事由を明らかにして事後に請求することができる。

2 第15条第1項の表の第3号の(2)の事由に該当することとなった職員の休暇の請求等は、別に定めるところによる。

3 職員は、療養休暇又は特別休暇の期間が引き続き7日を超えるものであつて理事長がその事由を確認する必要があると認めるときは、これらの休暇を請求する際に、医師の診断書その他勤務することができない事由を証明するのに足りる書類を理事長に提出しなければならない。

4 第1項の休暇の請求は、書面に代えて別に定める方法により行うことができる。

（休暇の承認の決定等）

第19条 理事長は、前条第1項の請求（年次有給休暇に係るものを除く。）があつた場合においては、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して

当該決定を通知するものとする。

(補則)

第 20 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の日(以下「施行日」という。)において、第 15 条第 1 項の表の第 1 号 (2) の療養休暇取得中の職員については、改正後の第 15 条第 5 項の規定に該当し療養休暇の期間を通算する場合にあっては、施行日以後の期間に係る療養休暇の期間を通算するものとする。

3 第 15 条第 5 項の規定に基づく療養休暇の期間の通算は、施行日以後に取得した療養休暇から行うこととする。